

安全確保命令・車両停止190日など6社処分、東北・2月

Edited By LogisticsToday On 2020/03/25



東北運輸局が25日に発表した貨物自動車運送事業者に対する行政処分状況によると、2月は6社が処分を受けた。

うち1社は、不実記載など9件の違反が発覚し、延べ190日の車両停止と輸送の安全確保命令を受けている。

車両停止以上の処分内容は次の通り。

事業者（営業所）	所在地	処分内容	監査の端緒	違反内容	違反点数※
エヌケープラント （本社）	福島県大玉村	車両停止（190日車- ）+文書警告+輸送 安全確保命令		9件（車庫、休憩睡 眠施設、点呼、点 呼記録〔不実記載 〕、乗務記録〔不 実載〕、運行記録 計による記録、運 転者台帳作成、運 転者指導監督、適 性診断受診）	
タカモク運送（本 社）	青森県十和田市	車両停止（10日車 ）	公安委からの通知	1件（過積載）	1/1
青森定期自動車（ 仙台営）	仙台市若林区	車両停止（20日車 - ）+文書警告		3件（配置車両数、2/2 乗務時間、運転者 指導監督）	
高梨組建設運輸（ 本社）	宮城県石巻市	車両停止（40日車 ）+文書警告	死亡事故	2件（疾病・疲労の4/4 おそれある乗務、 運転者指導監督）	

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/371789>

Copyright © 2020 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.